

平成31年 No.5

○東京学芸大学障がい学生支援室要項の一部を改正する要項

改正理由

委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年2月28日 学生支援センター運営委員会 審議・承認

東京学芸大学障がい学生支援室要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成31年3月1日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

東京学芸大学障がい学生支援室要項の一部を改正する要項

東京学芸大学障がい学生支援室要項（平成26年2月27日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学障がい学生支援室要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 室に、室長及び専任教員又は兼任教員のほか、必要な職員を置く。</p> <p>2 兼任教員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 学生支援センター長が委嘱する者 若干名</p> <p>3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 第1項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特命教授等を置くことができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>改正後の第4条の規定にかかわらず、この要項施行の際、現に改正前の東京学芸大学障がい学生支援室要項第4条第2項第1号の兼任教員である者については、その任期満了までの間に限り、なお従前の例による。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 室に、室長及び専任教員又は兼任教員のほか、必要な職員を置く。</p> <p>2 兼任教員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) <u>各学系の教授会構成員のうちから選出された者 各1名</u></p> <p>(2) <u>その他必要に応じて学生支援センター長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 第1項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特命教授等を置くことができる。</p> <p>[省略]</p>